

## 新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目変更箇所

新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目（2026年3月25日改訂版）について、旧「記載項目」からの変更箇所は以下のとおりです。

ページ	新	旧
3	<p><b>2. 経営管理体制等について</b>                      (略)                      (6) リスク管理及びコンプライアンス体制について                      次の項目についてご説明ください。                      (略)  <u>・役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況（周知時期、周知対象とする役職員の範囲を限定する場合はその考え方、周知方法。情報管理の観点から上場承認後に周知を行う役職員がいる場合、その対象範囲も記載）</u>                      (略)</p>	<p><b>2. 経営管理体制等について</b>                      (略)                      (6) リスク管理及びコンプライアンス体制について                      次の項目についてご説明ください。                      (略)                      (新設)                        (略)</p>
11	<p>最終更新日 <u>2026年3月25日</u>                      適用対象 <u>2026年4月以降に上場申請を行う会社から適用（ただし、2026年4月中に申請する会社は、申請後に差分のみ別途提出も可）</u></p>	<p>最終更新日 <u>2025年12月19日</u>                      適用対象 <u>2026年1月以降に上場申請を行う会社から適用</u></p>

以上